

『H30年度税制改正大綱(3) 承継後の株式譲渡等にも手当』

今回拡充される事業承継税制では、経営環境の変化に対応した減免制度の創設も注目される。一定の要件を満たす場合において、承継期間経過後に当該の会社の非上場株式の譲渡をするとき、会社が合併により消滅するとき、解散するとき等には、納税猶予税額の免除が行われる。株式の譲渡もしくは合併の対価の額または解散の時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合に差額が免除される。一定の要件とは、直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上、赤字である場合や売上高が前年比で減少している場合、直前の事業年度終了の日における有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の6月分相当の額以上である場合、会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価の年平均が前年より下落している場合、等。これらの措置を講じる際は租税回避が助長されないよう、制度面・運用面で対応する。



また、後継者が贈与者の推定相続人以外の者(その年1月1日に20歳以上である者)であり、かつ贈与者が同日に60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとする。一連の特例は、H30年1月1日から39年12月31日までの贈与等が対象となる。

『景気への懸念、人手不足トップ回復見込む企業4年ぶり2割超』

帝国データバンクが発表した「2018年の景気見通しに対する企業の意識調査」結果によると、景気への懸念材料は「人手不足」が47.9%で最も多かった。前回調査(16年11月)に比べ19.5ポイント増加した。労働市場がひっ迫し、企業の約5割が人手不足と捉えている中、景気への悪影響を懸念する企業が急増している。この調査は17年11月16日から30日まで2万3212社を対象に実施した。回答率は43.5%。「人手不足」に次いで多いのは「原油・素材価格(上昇)」で40.0%だった。前回調査(28.5%)に比べ大幅に増加。以下、「消費税制」(25.7%)、中東や東アジア情勢の緊迫化などに伴う「地政学リスク」(19.1%)、「為替リスク(上昇)」(16.7%)、前回トップの「米国経済」(14.1%)、「中国経済」(13.1%)などが続いている。18年の景気については、「回復」局面を迎えると見込む企業が20.3%(前回調査は11.0%)で4年ぶりに2割を超えた。「踊り場」局面になると見込む企業は40.4%で、前回調査(37.9%)より増加したが、「悪化」局面を見込む企業は12.3%で、前回調査(20.0%)に比べ減少した。景気の先行きに関しては、上向くと見通す企業が増加している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます